

○ 西村政務官

○ 宮崎長

○ 印下 up.

外交記録・情報公開室長

首席事務官

2022.7.12

情報公開法改正に関する追加意見の提出

平成22年7月12日

外交記録・情報公開室

9日（金）、行政透明化検討チームにて情報公開法改正に関するヒアリングが行われたが、当方の主張の補強のため、同チームに対して別紙のとおり追加意見を提出することと致したい。

（了）

外務省追加意見

1. 第5条第3号の改正に関する「立法者の意思の確認」

論点整理では、「『行政機関の長の第一次的判断（認定）の尊重』もまた、規範的要件である『おそれ』で判断することを立法者の意思として確認しておくことで足りるのではないか」と述べているが、大臣案は、文言上行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重する必要はないと解釈されるものであり、むしろ、もともと法文上規定されていた「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「おそれがある情報」と改正すると、立法者が行政機関の長の第一次的判断を尊重しなくてよいという意思を示したものと捉えられる可能性が大きい。したがって、立法者の意思として行政機関の長の第一次的判断を尊重するのであるということにつき、法文上でも明記しておくことが必要である。そうでなければ、立法者の意思が誤解され、今後の法解釈に混乱を来すおそれがある。

したがって、例えば、藤原委員より提示のあった「(明らかな) おそれがあると行政機関の長が「認めるに足りる十分な理由」がある情報」等とすることにより、行政機関の長の第一次的判断を尊重するが、その判断の際の要件を厳格する方向で改正することが望ましい。

なお、改正のあり方として、本規定の適用範囲を事項的に限定することについては、具体的な事項を限定列挙することは極めて難しいことから、技術的に困難であると考える。

2. 裁判官の守秘義務

裁判官の守秘義務については、裁判所法において「評議の秘密」（第75条第2項）が、官吏服務規律において一般的な守秘義務が規定されているが、いずれも罰則規定はない。したがってインカメラ審査を導入することとする際には、公務員に課せられているのと同様の厳格な守秘義務が確保されることが必要。

3. 第5条第3号についての諸外国の例

改めて主要国の制度を調査した結果は別添のとおりであり、国の安全等に関する情報について特別な扱いをしている例は多い。

(7)

各国の国の安全に関する情報に関する規定（暫定版）

平成22年7月
外交記録・情報公開室

1. 行政機関の判断を尊重する例

(1) 合理的理由があれば不開示事由を認める制度

●オーストラリア

国の安全（外交、国防）に関する規定は、公共安全（治安）の規定と同様、他の規定と異なり、「公開した場合に、（中略）損害をもたらす、またはもたらすことが合理的に予想される」文書は、公開の適用除外とすることが規定されている。（司法機関は、合理的理由のみを審査できると想定される。）

●カナダ

国の安全（外交、国防）に関する規定は、公共安全（治安）の規定と同様、他の規定と異なり、「有害であることを合理的に予測されうる情報が含まれる場合、右記録の開示を拒否することができる。」と規定されている。（司法機関は、合理的理由のみを審査できると想定される。）

●ドイツ

（法規定上は、国の安全について、合理的理由という文言はないが、）判例では、国際関係に不利益にな影響を及ぼす可能性について、行政機関の評価に係る広範囲な裁量を認め、行政機関が納得のいく説明をすれば、不開示理由として認められるものもあるとしている。なお、秘密文書についてインカメラ審理を導入している。

(2) 行政府や政治が不開示事由の適用について保証や認定を与える制度

●イギリス

情報機関及び国家安全保障については、担当大臣が、不開示事由が適用されることの保障（certificate）を与えることができると規定。その証明については、再審査等のプロセスにおいて、不開示決定が争われる事態になった場合に、非常に重要な要素となりうる。

●ニュージーランド

首相が、情報の開示によりニュージーランドの安全保障、国防または政府の国際関係に支障を及ぼすおそれがあると首相が認定した場合には、オンブズマン（注）は、当該情報の開示を勧告してはならないという、オンブズマンによる勧告の限界が規定されている。

（注）ニュージーランドにおける情報公開の救済措置については、司法裁判所による審査の他、オンブズマンが苦情申立先となっており、オンブズマンによる審査、勧告が行われる。

(3) 適用除外とする制度

●イタリア

別の法に公開禁止が定められている国家機密については、情報公開法（「行政手続及び行政文書へのアクセスに関する新法」）を適用せず。判例でも、「国家の安全を脅かす故に、秘扱いされなくてはならない記録、事実、情報の特定」は（情報機関の）「幅広い裁量のある」評価の結果として司法による捜査対象から外している。

●韓国

一般論として、国家安全保障に関する情報は、一般の情報の不開示規定と区別し、情報公開法（「公共機関の情報公開に関する法律」）の適用除外となっている。

2. 裁判所の判断を尊重する例

●フランス

行政裁判所の裁判官と行政府との人事交流も盛んであり、行政裁判所の裁判官も行政事務に関する十分な知識・経験を有していることから、一般論として、行政裁判所が裁判所における審理等の実際の運用において行政府の判断を尊重するという傾向は見られない。

（注）フランスでは、司法裁判所と行政裁判所とは分かれており、行政裁判所は、司法権に属さない。

（了）